

月報 しろいし



〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所)

TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和8年2月内容)

<求人ハローワークへ!!>

【求職の状況】

- 新規求職者数は135人で、前月と比べて15.6%減少した。
- 月間有効求職者数は639人で、前月と比べて3.7%増加した。

【求人の状況】

- 新規求人数は165人で、前月と比べて19.9%減少した。雇用形態別で見ると一般は前月と比べて20.8%減少し、パートは前月と比べて17.5%減少した。
- 月間有効求人数は604人で、前月と比べて3.5%減少した。

【求人倍率の状況】

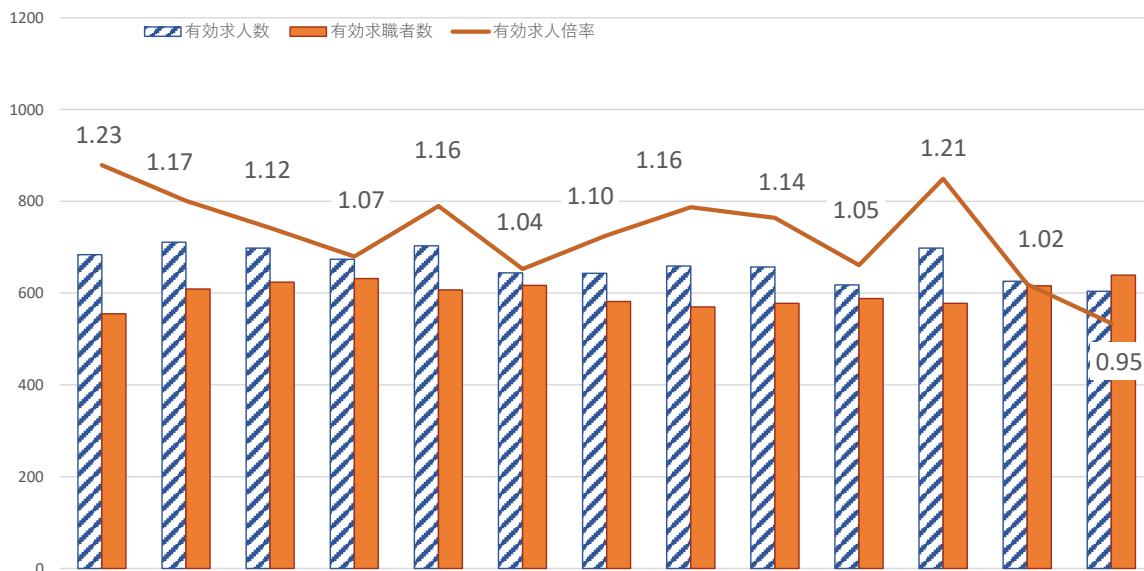
- 有効求人倍率は0.95倍で、前月を0.07ポイント下回った。雇用形態別で見ると一般は1.08倍で前月と比べて0.06ポイント減少した。パートは0.77倍で、前月と比べて0.09ポイント減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数などが含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)

原数値



	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月
有効求人数	684	711	698	674	703	644	643	659	657	618	698	626	604
有効求職者数	555	609	624	632	607	617	582	570	578	588	578	616	639
有効求人倍率	1.23	1.17	1.12	1.07	1.16	1.04	1.10	1.16	1.14	1.05	1.21	1.02	0.95

一般職業紹介状況（令和8年2月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	135	▲ 15.6	▲ 2.2	
	うち男	67	▲ 2.9	▲ 1.5	
	うち女	68	▲ 25.3	▲ 1.4	
	年 齢 別	～44歳	45	▲ 11.8	▲ 19.6
		45～54歳	33	57.1	50.0
		55歳～	57	▲ 35.2	▲ 5.0
	月間有効求職者数	639	3.7	15.1	
	うち男	297	6.5	7.6	
	うち女	341	1.5	22.7	
	年 齢 別	～44歳	202	0.5	3.6
		45～54歳	130	11.1	25.0
		55歳～	307	3.0	19.9
求 人 関 係	新規求人人数	165	▲ 19.9	▲ 19.9	
	主 要 産 業 別	建設業	23	▲ 61.7	▲ 14.8
		製造業	17	▲ 41.4	▲ 37.0
		卸売・小売業	10	11.1	▲ 41.2
		飲食店・宿泊業	11	▲ 26.7	▲ 56.0
		医療・福祉	54	38.5	▲ 15.6
月間有効求人人数	604	▲ 3.5	▲ 11.7		
就 職 関 係	紹介件数	168	18.3	28.2	
	うち男	92	39.4	26.0	
	うち女	76	0.0	31.0	
	就職件数	36	▲ 2.7	16.1	
	うち男	13	0.0	▲ 7.1	
	うち女	23	▲ 4.2	35.3	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令8年2月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	786	785	797	
	資 格 取 得 者 数	111	81	86	
	資 格 喪 失 者 数	76	150	85	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,741	10,705	11,073	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	34	35	26
		受給者実人員	162	166	116
		支給金額（千円）	19,223	22,611	12,895
	高 齢	受給者数	13	11	17
		支給金額（千円）	4,969	2,534	4,093
	特 例	受給者数	11	6	10
		支給金額（千円）	1,897	1,104	1,673
	再 就 職 手 当	支給人員	11	9	8
		支給金額（千円）	6,547	3,691	1,793

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

特定求職者雇用開発助成金の支給申請には 賃金台帳の提出が**必須**です

- 特定求職者雇用開発助成金の支給を申請する際には、添付書類として賃金台帳の提出が必要です。
- 令和8年4月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給となりますのでご注意ください。

適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。

● 賃金台帳とは

- ・労働基準法第108条で定められた法定帳簿
- ・労働者の最後の賃金を記入した日から5年間保存※
- ・記載項目

○氏名 ○賃金計算期間 ○労働日数 ○労働時間数 ○時間外労働の労働時間数
○休日労働・深夜労働の労働時間数 ○基本給や手当等の種類とその金額 等

※労働基準法附則第143条第1項により、経過措置として当分の間は保存期間は3年間とされています。

賃金台帳様式例



PDF



Excel

特定求職者雇用開発助成金 各コースのご案内

※ 対象労働者やコースによって、その他の添付書類が異なります。

[特定就職困難者コース](#)



[発達障害者・難治性疾患
患者雇用開発コース](#)



[中高年層安定雇用
支援コース](#)



[生活保護受給者等
雇用開発コース](#)

